平成31年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項（抜粋）

別紙

２ 調査書（様式２－１　＜特別・能勢分校・一般・二次選抜用＞）の作成

(1) 全般的留意事項

　＜省略＞

(2) 記入上の留意事項

ア　＜省略＞

イ　「各教科の学習の記録」欄

(ｱ) 各学年における必修の全教科について、中学校学習指導要領に示す当該学年の目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）に基づく評定を、各学年の欄に、上位から５、４、３、２、１の５段階の表示で記入し、合計欄には当該学年の評定の合計を記入する。

なお、教科の評価が当該学年の中学校学習指導要領に示す目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）になじまないと中学校長が判断した場合は、評定を無記載とする。評定を無記載とした教科の評定欄には「－」を記入する。

(ｲ) 府内公立中学校においては、府教育委員会が示した次の「大阪府統一ルール（以下「府内統一ルール」という。）」に基づき記入する。

府内統一ルール

【第３学年】

１　府教育委員会は、各中学校が調査書の評定を確定する際の基準として、平成29年度の府内中学２年生（現３年生）が参加した平成29年度中学生チャレンジテスト（２年生）での検証をもとに「府全体の評定平均」を3.40と定める。

２　各中学校は、平成30年度中学生チャレンジテスト（３年生）結果の平均得点を活用し、在籍する生徒全体の学力状況に応じて「評定平均の目安」を算出し、その目安の±0.3ポイントの「評定平均の範囲」内で調査書の評定を確定する。

【第２学年】

１　府教育委員会は、平成29年度中学生チャレンジテスト（２年生）の結果による検証をもとに、平成29年度中学生チャレンジテスト（２年生）実施教科ごとの「評定の範囲」（チャレンジテストにおける得点の範囲）を定める。

２　各中学校は、個々の生徒の平成29年度中学生チャレンジテスト（２年生）の得点が「評定の範囲」内にあることを確認し、平成30年３月31日現在、２年生に在籍する生徒全員について調査書の評定を確定する。

【第１学年】

１　府教育委員会は、平成28年度中学生チャレンジテスト（１年生）の結果による検証をもとに、平成28年度中学生チャレンジテスト（１年生）実施教科ごとの「評定の範囲」（チャレンジテストにおける得点の範囲）を定める。

２　各中学校は、個々の生徒の平成28年度中学生チャレンジテスト（１年生）の得点が「評定の範囲」内にあることを確認し、平成29年３月31日現在、１年生に在籍する生徒全員について調査書の評定を確定する。

(ｳ) 府内の国立及び私立中学校においては、必要に応じて府教育委員会と協議を行い、評定を定める。

(ｴ) 過年度卒業者については、原則として、生徒指導要録に記載された評定に基づいて上位から５、４、３、２、１の５段階の表示で記入する。

(ｵ) 他府県の中学校においては、原則として当該都道府県立高等学校入学者選抜実施要項等に基づいて作成した評定を記入する。当該評定が10段階の表示の場合、上位から10、９、８、…として記入し、「評定の段階」欄に「10」と記入する。５段階の表示の場合、上位から５、４、３、…として記入する。

　　なお、当該都道府県立高等学校入学者選抜実施要項等に定めがない場合は、生徒指導要録に記載された評定に基づいて記入する。

＜以下省略＞